

交通事故などにあったときは…

書類の提出が必要です!!



交通事故等(第三者行為)が原因でけがや病気になった場合、組合員証等を使用できますが、次の書類を共済事務担当課へ必ず提出してください。

第三者行為が原因のときは、当組合は加害者(加害者が加入する保険会社を含む。)に医療費等を請求することとなります。

なお、通勤中及び勤務中の事故等は、公務災害になりますので組合員証等は使用せず、公務災害の申請をしてください。

提出書類

※「損害賠償申告書」及び「事故状況報告書」(当組合指定の様式)は当組合ホームページからダウンロードできます。

- 損害賠償申告書
- 事故状況報告書
- 交通事故証明書(物件事故扱いの場合は、別途「人身事故証明書入手不能理由書」が必要です。)



外傷性の診療報酬明細書(レセプト)が医療機関から提出された場合、第三者行為によるものか確認することがあります。